

提出時の個人事業主の本人確認について

給与支払者が個人事業主の場合は、給与支払報告書の提出時に本人確認を行います。本人確認書類の提示または写しの添付にご協力願います。本人確認書類については次の通りです。



(※1) デジタル手続法の施行により、令和2年5月25日以降に氏名・住所等の記載事項に変更があった場合は、通知カードを番号確認書類として利用することができなくなりました。氏名・住所等が変わった方は個人番号入り住民票を提示または写しを添付してください。

※法人番号については、番号確認書類の提出は不要ですが、記載がない場合は後日問い合わせをさせていただきますことがあります。代理人が提出する場合には、代理権の確認、代理人の身元確認も行います。

◀eTAXでの番号確認について▶

個人事業主がeTAXにより給与支払報告書を提出する場合、番号確認書類（マイナンバーカードや通知カード等）をPDF等で添付してください。代理人が提出する場合も同様をお願いします。

eTAXでの番号確認方法の詳細については、eTAX 地方税ポータルサイト（※2）をご確認ください。本人確認ができない場合、後日問い合わせをさせていただきますことや、前年取得した情報を参考にさせていただきますので、ご了承ください。

eTAX 特徴税額通知の正本化について

富士市では、eTAXを通じて送信する特別徴収税額決定通知・変更通知の正本化を実施しています。eTAXで給与支払報告書を提出する際に、受け取り方法を以下の中から選択してください。

希望した受け取り方法	市民税・県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）	
	決定通知書	変更通知書
電子データのみ	電子データ（正本）を送信	電子データ（正本）を送信
書面のみ	書面を送付	書面を送付
書面＋電子データ	書面（正本）と電子データ（副本）を送付	書面を送付

※通知受理後、変更希望があった場合でも同じものを別媒体で再通知はすることはできません。次回通知からの変更になります。

⚠ 電子データの受け取りを希望する場合の注意事項

- ① eTAXを介して、特別徴収税額通知の受取方法、メールアドレスの変更はできません。変更を希望する場合は、市民税課（電話0545-55-2734[直通]）までご連絡ください。
- ② eTAXの特別徴収税額通知受取方法登録画面で入力したメールアドレスに、特別徴収税額通知のダウンロードの際に必要な保護番号が送信されます。入力誤りのないようご注意ください。保護番号が送信できない場合、書面のみでの対応となる場合があります。
- ③ eTAXの最新情報については、eTAX 地方税ポータルサイト（※2）をご確認ください。

税制改正に伴う給与支払報告書の磁気媒体での提出について

平成30年度の税制改正より、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であった事業所については、eTAXまたは光ディスク等による給与支払報告書の提出が義務づけられました。令和4年度は令和2年度の提出状況が基準となりますのでご確認ください。光ディスクでの提出を希望される方は「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」の提出が必要となりますので、富士市ウェブサイト（※3）もしくは市民税課（電話0545-55-2734[直通]）までご連絡ください。

※2 eTAX 地方税ポータルサイト (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※3 富士市ウェブサイト (<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>)

→くらしと市政→くらし・手続き→市民税→年末調整関係の提出書類